

はじめに



次代を担う子どもたちが、夢や希望を抱きながら、健やかに育ち、自立した大人に成長していくことは、県民すべての願いです。

本県では、少子化の進行に歯止めをかけるため、平成19年に制定した「いしかわ子ども総合条例」を拠り所に、本県の強みを活かした独自の先進的な取組も含め、社会全体で子育てを応援するための様々な施策を展開してきました。

また、累次にわたり、本県の少子化対策の行動計画である「いしかわエンゼルプラン」を改訂し、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援をさらに充実させてきたところであり、各施策では一定の成果が現れています。

しかしながら、依然として、少子化の大きな要因の一つとされている未婚化や、核家族化の進展による子育て家庭の孤立化が進んでおり、結婚を希望する若者がその希望をかなえられていない現状があるほか、子育てに関する不安も引き続き高い水準にあります。加えて、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨という未曾有の大災害が発生し、子ども・子育てを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、今回のプラン改訂に当たり、「いしかわエンゼルプラン2020」の基本的な考え方を継承しつつ、こども基本法の施行などを踏まえ、「子どもの権利擁護」を施策の柱に新たに位置づけるとともに、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興についても盛り込みました。国のこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとともに、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けた総合的な少子化対策を一層強力に進めていくこととしております。

今後とも、市町、関係機関・団体・企業等との連携を密にしながら、本プランに基づき、より一層の取組を積極的に展開していきますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」の委員をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

石川県知事 馳 浩



目 次

第1章 プラン策定に当たって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの性格・位置づけ	1
3. プランの計画期間	2
4. プランの策定過程における県民意見等の聴取	2

第2章 プラン策定の背景

1. 少子化の動向と少子化がもたらす影響	3
2. 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境	5
3. 国の動向とこれまでの県の取組	19

第3章 プランの基本的な考え方

1. 目指す社会	21
2. 基本目標	22
3. 基本的視点	23
4. 施策体系	24

第4章 具体的施策の展開

1. 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実	25
2. 出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進	29
3. 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備	35
4. 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	45
5. 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実	57
6. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	69
7. 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有	72
8. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興	74

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	78
2. 教育・保育の提供区域の設定	79
3. 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	80
4. 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方	100
5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	102
6. 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上	104
7. 市町を越えた広域的な調整	105
8. 教育・保育情報の公表	105

第6章 プランの推進方策

1. プランに基づく施策の目標と成果指標	106
2. 推進体制	108
3. 進捗管理	108

参考資料	109
------	-----

※ いしかわ子ども総合条例に基づく本プランでは、「子ども」の表記は、基本的に漢字一文字の「子ども」としています。他の法令・制度等に基づき、ひらがなの「こども」や漢字二文字の「子供」としているものもあります。